

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業

国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する質問回答

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
1	実施方針	2	第1	1	(5)②	特定事業の業務内容	設計業務にて試掘調査を実施することとなっておりますが、試掘調査は調査の特性から設計業務企業ではなく、調査及び交通誘導警備員の配置を構成企業である工事企業が実施することは可能でしょうか。また、その際、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	試掘調査について、工事企業が実施することは可能です。また、工事企業が試掘調査を実施する場合の資格要件については、ご理解のとおりです。ただし、工事企業が試掘を担う場合は、実施方針P16 第2 6 (4)③が適用されます。
2	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、中部地方整備局と特定事業を実施する民間事業者 との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和37年3月末までの約30年間を予定する。」とありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される理解でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
3	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール	当初計画時の整備期間は、しかるべき理由があれば施工途中でも変更は可能でしょうか。	実施方針 P3 第1 1. (8)に示すとおりです。
4	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和18年3月末となっておりますが、当該現場では情報BOXが電線共同溝構築の支障になると思われ、情報BOXに入線されているケーブルを支障にならない側に構築する電線共同溝に移設することが想定されます。令和18年3月の完成・引渡し前に部分引渡し等の処理を行いケーブル入線することは可能でしょうか。	完成・引渡し前にケーブル入線することは可能です。詳細については、中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
5	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	当初に提案した工期が施工途中で変更になった場合、支払い額は施工終了後に別途、協議となるのでしょうか。	入札公告書に記載します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
6	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い	令和36年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省のスライド条項」で設計変更の対象になるのでしょうか。	入札公告書に記載します。
7	実施方針	16	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	監理技術者は、工事業務に着手する日からの配置とされております。例えば、着工後の配置において、2年毎に交替が可能なものと考えてよろしいでしょうか？また、これについて協議は可能なものと考えてよろしいでしょうか？	監理技術者制度運用マニュアル ニー二監理技術者等の設置（4）に示すとおりです。
8	実施方針	22	第2	2	(1)	本施設の構成	道路附属物として、“排水構造物、縁石等”があげられていますが、設計計算等が必要となる附属物（例えば、照明や擁壁）はないという理解でよろしいでしょうか。また、必要となった場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
9	実施方針	22	第2	2	(1)	本施設の構成	”電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連系管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、・・・”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
10	実施方針	22	第2	2	(1)	本施設の構成	”また、連系設備については、設計業務には含むが、・・・”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
11	実施方針	22	第4	2	(1)	本施設の構成	本施設として、道路付属物である防護柵、交差点照明は含まれないのでしょうか。	入札公告書に記載します。

No.	資料名	頁	項目			質問内容	回答	
12	実施方針	18	第2	6	(5)	工事監理企業の参加 資格要件	①「平成22年4月1日以降に元請けとして、同種工事（（4）②で掲げる工事）の工事監督支援、又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
13	実施方針	18	第2	6	(6)	維持監理企業の参加 資格要件	②「平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	23	第4	2	(2)	解体撤去・復旧・移 設対象施設	照明設備については対象とならないのでしょうか。	入札公告書に記載します。
15	実施方針	26	第6	3	-	金融機関等との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	入札公告書に記載します。
16	実施方針	33	別紙3	-	横断面	設計業務・工事業 務・維持管理業務	仮復旧後の歩道整備整備工事が不明です。平板ブロックなどの仕上げと考えてよろしいでしょうか？また、防護柵工事では、低層遮音壁などが見込まれていると考えてよろしいでしょうか？	入札公告書に記載します。
17	実施方針	33	別紙3	-	横断面	設計業務・工事業 務・維持管理業務	歩道幅員が狭いため、電線共同溝設置空間がない箇所が連続すると想定されます。この場合、車道に管路を配置しますが、連続しても問題ないものと考えてよろしいでしょうか？	要求水準書（案）P6 第2 I 2(1)に示すとおり、設計時に中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
18	実施方針	33	別紙3	-	横断面	設計業務・工事業 務・維持管理業務	国道横断面の断面記載があります。推進工事は、ないものと考えてよろしいでしょうか？	推進工事は想定しておりません。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
19	実施方針別紙5	35	-	-	9	リスク分担表	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更または新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのような税制の変更を想定されているのでしょうか。	「サービス対価」の外税とした消費税率の変更による増加費用は中部地方整備局が負担しますが、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とします。
20	実施方針別紙5	36	-	-	16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法令の改正等により必要に応じて協議を行う場合があります。
21	実施方針別紙5	36	-	-	20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況及びこの路線の工事に対する苦情状況についてご教示願います。	住民等への事前説明は行っていません。現時点で隣接電線共同溝工事等に関する苦情はありません。
22	実施方針別紙5	36	-	-	20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	事象毎の対応となりますので協議ください。
23	実施方針別紙5	36	-	-	20	リスク分担表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	事象毎の対応となりますので協議ください。
24	実施方針別紙5	36	-	-	30	リスク分担表	「設計図書の瑕疵リスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示しますが、入札段階で示される数量は、詳細設計完了後に合理的と認められたものについては、設計変更の対象とします。
25	実施方針別紙5	37	-	-	34 35 36	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
26	実施方針別紙5	37	-	-	34 35 36	リスク分担表	与条件について、ご教示願います。また、地下埋設物管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。	与条件については、予備設計成果を参考に検討ください。また、地下埋設物管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延については、中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
27	実施方針別紙5	37	-	-	35	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
28	実施方針別紙5	37	-	-	36 37	リスク分担表	国及び事業者以外の事由により工事の全部又は一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	実施方針別紙5	37	-	-	40 41 42	リスク分担表	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外（事業者以外の第三者の帰責事由）により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
30	実施方針別紙5	37	-	-	43	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定しておりません。
31	実施方針別紙5	37	-	-	45	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	入札公告書に記載します。
32	実施方針別紙5	37	-	-	45	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか、基準等をご教示ください。	入札公告書に記載します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
33	実施方針別紙5	37	-	-	45	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「国と協議できる」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予期することができない特別な事情による場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか、ご教示ください。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
34	実施方針別紙5	38	-	-	61	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	入札公告書に記載します。
35	実施方針別紙5	38	-	-	62	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	入札公告書に記載します。
36	要求水準書(案)	2	第1	6	注釈	事業の概要	連係管、引込管及び連携設備の施工は、PFI事業者が電気通信事業者と直接委託業務を締結できない状況にあると考えます。設計業務は、事業範囲とされておりますが、設計業務可能と考えてよろしいでしょうか？あるいは、設計業務の可否について協議が可能なものと考えてもよろしいでしょうか？さらに、連係管、引込管及び連携設備の施工は同調工事となります。PFI事業工事の進捗に合わせた施工を実施していただけるものと考えてよろしいでしょうか？	連係管、引込管及び連系設備の詳細設計は、中部地方整備局より電線管理者への委託を予定しております。 連係管、引込管及び連系設備の工事は、PFI事業工事の進捗に合わせて実施する予定です。
37	要求水準書(案)	2	第1	6	-	業務の概要	”電線共同溝（管路部）の国道用地内の引込管、連係管については、設計業務及び維持管理業務に含むが、・・・”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
38	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	”また、連系設備については、設計業務には含むが、・・・”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
39	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	業務の対象として、道路附属物が入っていますが、道路附属物の内容をご提示いただけませんかでしょうか。	入札公告書に記載します。
40	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	業務の対象として、道路附属物が入っていますが、道路照明は設計の対象となりますでしょうか。また、その場合、照明設計は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	設計の対象に道路照明は含まれません。
41	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	業務の対象として、道路附属物が入っていますが、道路照明と信号の統合柱（多目的柱）が設計の対象となりますでしょうか。また、その場合設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	設計の対象に道路照明と信号の統合柱（多目的柱）は含まれません。
42	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	警察設備である信号、感知器、管路等の移設が発生した場合、本事業に含むこととなりますでしょうか。また、その場合、設計や工事における費用は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	公安委員会施設は本事業の対象ではありません。公安委員会施設の移設等が発生した場合、中部地方整備局及び公安委員会との協議により決定することを想定しています。
43	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	業務の対象として、道路附属物が入っていますが、本事業（工事業務）にて照明を解体撤去・復旧する場合、道路照明にかかる電気需給契約申込手続きは、本業務にて実施し設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書 (案)	2	第1	6	-	業務の概要	当該区間は、渡河部の橋梁添架や推進等が想定されますが、通常の電線共同溝構造ではない形式、構造計算等を伴う形式となった場合、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案） P6 第2 I 2(1)に示すとおり、中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
45	要求水準書 (案)	2	第1	7	(ア)	既存支障施設の移設、解体撤去・復旧作業	既存支障施設の移設、解体撤去・復旧作業とは、ガス、污水管、上水道、電気・通信管路などの支障移転業務と考えます。この業務は、事業範囲外として考えてよろしいでしょうか？また、支障移転が事業範囲外の場合、PFI事業工事の進捗に合わせて年度毎の支障移転を実施していただけるものと考えてよろしいでしょうか？	既存支障施設の移設については、要求水準書 P2 第1.7(2)(イ)に示すとおりです。また、解体撤去・復旧作業については、要求水準書 P43 第3.34に示すとおりです。支障移転については、PFI事業工事の進捗に合わせて実施する予定です。
46	要求水準書 (案)	2	第1	7	(2)	工事業務	歩道・車道の整備範囲は電線共同溝の施工範囲に重なると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 (案)	2	第1	7	(2)	工事業務	防護柵、照明柱は工事業務対象に含まれないのでしょうか。	入札公告書に記載します。
48	要求水準書 (案)	2	第1	7	(2)	工事業務	(7) 「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会施設は本事業の対象ではありません。
49	要求水準書 (案)	3	第1	7	-	事業期間	調査・設計業務について、例えば上り側の設計を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、残り下りの設計業務を引き続き実施するなど、部分的な設計完了で施工実施することは可能でしょうか。	可能です。
50	要求水準書 (案)	3	第1	7	(5)	事業期間	(7) 設計業務・工事業務において、上限10年とありますが、当初予定から大幅な工法変更等が必要となった場合において、上限10年を超える場合は「14要求水準の変更」対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	大幅な工法変更などを理由に (7) 設計業務・工事業務期間である上限10年を変更することはできません。
51	要求水準書 (案)	6	第2 I	2	(4)	業務の条件	” 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、・・・” とありますが、想定される各種申請についてご提示いただけませんか。また、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
52	要求水準書 (案)	6	第2 I	2	(5)	業務の条件	”中部地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、中部地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてどのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
53	要求水準書 (案)	9	第2	I	13	施工方法の検討	常設作業帯設置のための費用については協議対象となるのでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
54	要求水準書 (案)	9	第2	I	14	コスト縮減案の検討	コスト縮減において、管路直接埋設構造（浅層埋設）のみならず、小型ボックス方式や排水溝活用等の施策の検討も対象となるのでしょうか。	対象となります。
55	要求水準書 (案)	10	第2	I	18	試掘及び地中探査	事前調査をふまえ、試掘箇所数の増減があると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第2. I 18に示すとおり、試掘については、必要性を整理した上で中部地方整備局と協議し実施するものとし、設計変更の対象とします。
56	要求水準書 (案)	10	第2	I	18	試掘及び地中探査	貸与機器以外の地中レーダ装置を加えて使用する場合は、設計変更の対象となるのでしょうか。	要求水準書（案）第2. I 18に示すとおり、地中探査については、必要性を整理した上で中部地方整備局と協議し実施するものとし、設計変更の対象とします。
57	要求水準書 (案)	10	第2	I	18	試掘及び地中探査	試掘調査及び非破壊探査について、予定箇所の詳細を明示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第2. I 18に示すとおり、試掘箇所については、想定箇所であるため、予定箇所は明示しません。実施に際しては、必要性を整理した上で中部地方整備局と協議し実施するものとしします。
58	要求水準書 (案)	10	第2	I	18	試掘及び地中探査	試掘調査は、調査の特性から設計業務企業ではなく、調査及び交通誘導警備員の配置を構成企業である工事企業が実施することは可能でしょうか。	可能です。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
59	要求水準書 (案)	10	第2	I	18	試掘及び地中探査	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可能です。
60	要求水準書 (案)	12	第2	II	1	BIM/CIM 活用業務	「受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる」とありますが、提案の必要性を受発注者間協議にて認めていただいたとしても「5 BIM/CIM実施の費用について」記載のとおり、設計変更の対象とはならないという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)第2. II 5に示すとおりです。ただし、II 1に記載の活用項目以外の技術提案の内容については原則、設計変更の対象としません。
61	要求水準書 (案)	13	第2	II	5	BIM/CIM実施の費用 について	II 1において義務項目の対象範囲はどこまでとなりますでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
62	要求水準書 (案)	15	第2Ⅲ	10	-	留意事項	”設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上されるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告書に記載します。
63	要求水準書 (案)	15	第2	Ⅲ	6	支障物件等調査	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	前段について、予備設計成果(設計図書等の閲覧対象)をご確認ください。後段について、必要に応じて中部地方整備局と協議願います。
64	要求水準書 (案)	17	第3	I	4	関連工事企業相互の 協力	関連工事とは占用物件支障移設工事でしょうか。	入札公告書に記載します。
65	要求水準書 (案)	21	第3	I	10	交通安全管理	歩道部において歩行者等の誘導を行う交通誘導警備員が必要な場合は、協議対象となるのでしょうか。	要求水準書(案) P22 第3 I 10(4)(5)に示すとおり、中部地方整備局との協議により決定することを想定しています。
66	要求水準書 (案)	21	第3	I	10	交通安全管理	交代要員は含まれてますでしょうか。	入札公告書に記載します。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
67	要求水準書 (案)	22	第3	I	11	施工時期	工期には、実日数以外の準備期間、後片付け期間、 雨休率を考慮していただけるのでしょうか。	入札公告書に記載します。
68	要求水準書 (案)	35	第3	I	30	架空線等上空施設の 防護	詳細設計又は各電線管理者立会等により架空線等上 空施設に防護が必要となった場合、その費用につい ては協議対象と考えて良いのでしょうか。	要求水準書(案) P11 第2 I 23に示すとおり、中 部地方整備局との協議により決定することを想定し ています。
69	要求水準書 (案)	35	第3	I	30	作業土工	掘削箇所において岩盤や転石が発生し、作業能率が 低下した場合、能率補正や岩盤及び転石の処分に関 する費用については、協議対象と考えて良いでしょ うか。	要求水準書(案) P28 第3 I 26に示すとおり、中 部地方整備局との協議により決定することを想定し ています。
70	要求水準書 (案)	36	第3	I	30	歩道舗装工	歩道のバリアフリー対策実施した場合、その費用に ついては協議対象となるのでしょうか。	要求水準書(案) P28 第3 I 26に示すとおり、中 部地方整備局との協議により決定することを想定し ています。
71	要求水準書 (案)	44	第3	I	35	本事業で整備する施 設の所有権移転業務	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となっ た場合、事業の一時中止の手続きは可能であるとい う理解でよろしいのでしょうか。 また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長 されるという理解でよろしいのでしょうか。	入札公告書に記載します。
72	要求水準書 (案)	45	第3	II	1	BIM/CIM実施計画書 の作成	小項目の項番が重なっていませんか。	「2 BIM/CIM実施計画書の作成」が正です。 入札公告時に修正します。
73	要求水準書 (案)	47	第3	III	5	隣接家屋・店舗棟と の出入口調整	歩道の民地側への擦り付けが発生した場合の費用に ついては、別途、協議となるのでしょうか。	要求水準書(案) P28 第3 I 26に示すとおり、中 部地方整備局との協議により決定することを想定し ています。
74	要求水準書 (案)	48	第4	I-1	(1)	一般事項	「事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認 するとともに、必要な検査を実施すること」とあり ますが、段階確認・材料確認を遠隔臨場で実施す ることは可能でしょうか。 可能な場合、当初契約には計上せず実施内容を協議 後に設計変更で計上するという理解でよろしいで しょうか。	確認及び検査の方法については任意であり、指定す るものではありません。 ただし、検査については事業者が実施する内容とな るため設計変更の対象とはなりません。

No.	資料名	頁	項 目			質問内容	回答	
75	要求水準書 (案)	55	第5	Ⅲ-1	-	一般事項	「調整マネジメント業務（維持管理段階）」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、調整マネジメント業務（維持管理段階）には、水道、ガス工事等の近接施工による立会も含まれます。後段については、当該費用は協議のうえ、必要と認められた場合は設計変更の対象とします。
76	要求水準書 (案)	56	第5	Ⅲ-4	(4)	管理台帳の作成、修正	管理台帳については、調整マネジメント業務（維持管理段階）にて「作成」、「修正」を行うという理解でよろしいでしょうか。もしくは工事業務にて「作成」するとの理解でしょうか。	工事業務にて道路施設台帳を作成し、調整マネジメント業務（維持管理段階）にて電線共同溝の管理台帳を必要に応じて修正するものとします。
77	-	-	-	-	-	航空写真にて確認	東高前交差点（起点側）から、終点側に向かってすぐの箇所に橋梁部が含まれております。予備設計には、添架工事などが記載されているものと考えてよろしいでしょうか？	予備設計成果（設計図書等の閲覧対象）をご確認ください。
78	設計図面	-	-	-	-	平面図および電線共同溝管路断面図	凡例に既設電柱（中電）とありますが、東京電力ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。入札公告時に修正します。
79	設計図面	-	-	-	-	情報BOX	既設情報BOXについては、予備設計では残置・支障移設となっていますが、支障移設区間については、撤去、電線共同溝への巻き取りは検討可能でしょうか。	可能です。

国道139号阿幸地電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する意見回答

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路（車道、歩道） ・道路附属物	入札公告書に記載します。
2	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い	①「中部地方整備局への所有権移転後、令和18年度から令和36年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間（10年）を要望します。10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。また、割引率の低い、近年のVFM算出条件においては、割賦期間が短縮されることで、割賦手数料が削減されVFMが出やすくなります。	ご意見として承ります。 実施方針のとおり令和18年度から令和36年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払いを行う予定です。
3	実施方針	16	第2	6	(4)	②工事企業の参加資格要件	②平成22年4月1日以降に元請会社として、完成・引き渡し完了し、・・・とありますが、技術者不足の現状において緩和ができないものでしょうか？例えば、R8年9月末に完了するPFI事業工事の現場代理人、監理技術者が、電線共同溝工事3年間の経験者として今回事業の監理技術者候補とすることができる。これによって、技術の継承を実現できると思われれます。さらに、応札しやすくなるなどのメリットがあると考えます。いかがでしょうか？	実施方針に記載のとおりとします。
4	実施方針	18	第2	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、公益民間事業者が道路に占用している地下構造物の維持管理についても本実績と見なすようお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
5	実施方針	25	第6	2	(1) (2)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	中部地方整備局が賠償請求される(2)③には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、中部地方整備局が賠償請求する(1)④も「中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更願います。	実施方針に記載のとおりとします。
6	実施方針別紙5	35	-	-	5,6	リスク分担表	金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。 案1) 施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す 案2) 基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す 「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している」とありますが、現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上につながると考えられるため、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
7	実施方針別紙5	35	-	-	5,6	リスク分担表	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。 我が国の国債金利(15年もの)は、過去15年の推移で約1.9%~0%変動しています。 一方、民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的であり、約20年固定の融資は極めて稀で、その場合の金利は極めて高い利率が設定となります。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	実施方針に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
8	実施方針別紙5	35	-	-	6	リスク分担表	「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見として承ります。
9	実施方針別紙5	35	-	-	9	リスク分担表	税制変更リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。
10	実施方針別紙5	35	-	-	11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	ご意見として承ります。
11	実施方針別紙5	35	-	-	12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	法令変更は、原案のとおりであり、不可抗力として位置付けるものではありません。また、法令変更に伴う、リスク分担表・No.12の記載内容に該当する場合は、協議により対応致します。
12	実施方針別紙5	35	-	-	13,14	リスク分担表	不可抗力リスクは事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。
13	実施方針別紙5	36	-	-	20	リスク分担表	住民運動に関するリスクについて、無電柱化事業そのものに対する住民反対運動等は事業者側ではコントロールしえない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。
14	実施方針別紙5	36	-	-	21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力による住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	実施方針に記載のとおりとします。ただし、当該事業において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
15	実施方針別紙5	36	-	-	21	リスク分担表	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者のみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、協議の対象とするようお願いします。	本事業の施工及び管理に関しては記載のとおりとします。なお、要求水準書の内容を超える事象については、中部地方整備局と協議の上、決定します。
16	実施方針別紙5	38	-	-	61	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	実施方針に記載のとおりとします。
17	実施方針別紙5	38	-	-	62	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	実施方針に記載のとおりとします。
18	要求水準書(案)	4	第1	12	-	関係者協議会等の設置	関係者協議会は、中部地方整備局と事業者等により構成することになりますが、静岡県警、富士宮市および占用事業者も参加するよう要望します。本事業を円滑に進めるためには行政及び占用事業者の協力が不可欠と考えるためです。	関係者協議会は、要求水準書(案)第1 12に記載のとおり、中部地方整備局と事業者等により構成し、事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行う場と考えております。よって、関係者協議会の中に静岡県警、富士宮市および占用事業者を追加することは考えておりません。
19	要求水準書(案)	10	第2	I-18	-	試掘及び地中探査	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことが可能な場合の試掘費用について、試掘を実施する際においても交通管理・安全施設等費用が別途必要となるため、工事業務の費用とは別で調査業務で計上するようお願いします。	入札公告書に記載します。
20	要求水準書(案)	12	第2	II-1	-	BIM/CIM活用業務	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があります。地上レーザー測量・点群測量が実施済みの場合、データの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応をお願いします。	前段について、現段階で該当するデータはありません。後段について、要求水準書(案)第2 II 5に基づき、協議ください。

No.	資料名	頁	項 目			意見内容	回答	
21	要求水準書 (案)	13	第2	Ⅱ-1	5	BIM/CIM 活用業務	「ただし、Ⅱ 1に記載の義務項目以外の技術提案の内容については設計変更の対象としない。」とありますが、発注者が示す活用内容以外の活用内容につきましても、実施内容と効果の把握、妥当性を確認いただき、設計変更の対象としていただくようご検討願います。	ご意見として賜ります。
22	要求水準書 (案)	47	第3	Ⅲ-4	-	地元に対する工事説明会	当該区間ですでに実施した内容を開示していただくよう願います。	現段階で地元に対する工事説明会は行っていません。